

相模原市監査委員公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果に関する報告等を次のとおり公表する。

令和7年10月31日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

第 1 監査の概要

1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成 29 年相模原市監査委員訓令第 1 号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査

3 監査の実施日程

令和 7 年 7 月 4 日から同年 10 月 30 日まで

4 監査の対象

(1) 財政援助団体監査

ア 対象団体

公益社団法人相模原市防災協会(以下「防災協会」という。)

所管課 消防局消防部予防課

対象補助金 公益社団法人相模原市防災協会補助金(以下「防災協会補助金」という。)

イ 対象年度

令和 6 年度

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 対象団体

総合体育館グループ運営共同事業体(以下「総合体育館グループ」という。)

所管課 市民局スポーツ施設課

対象施設 相模原市立総合体育館(以下「総合体育館」という。)

相模原市立北総合体育館(以下「北総合体育館」という。)

相模原北公園スポーツ広場(以下「北公園スポーツ広場」という。)

イ 対象年度

令和 6 年度

5 対象団体の概要

別紙のとおり

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象及び対象補助金の状況

防災協会及び予防課

対象補助金の状況(令和 6 年度)

防災協会補助金 14,680,000 円

2 監査の着眼点

監査基準第 11 条第 6 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

区分	リスク	主な着眼点
対象団体	(1) 補助金等の申請及び報告が適正に行われないリスク (2) 補助金等に係る出納事務が適正に行われないリスク (3) 補助金等が交付対象事業に適切に充当されないリスク	ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。 エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。 キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

		ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
所管課	(1) 補助金等の交付目的が達成できないリスク (2) 補助金等の交付決定、算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。 イ 補助金等の交付目的及び交付対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。 エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。 カ 対象団体への指導監督は適切に行われているか。 キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

現金の管理状況等について、現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

防災協会の事務局長及び予防課長に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

第3 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象及び指定管理料の状況

総合体育館グループ及びスポーツ施設課

指定管理料の状況(令和6年度)

総合体育館、北総合体育館及び北公園スポーツ広場

196,183,000円

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

区分	リスク	主な着眼点
対象団体	(1) 施設の設置目的を達成できないリスク (2) 指定管理業務に係る出納が適正に行われないリスク (3) 協定書に規定された業務が適切に行われないリスク	ア 施設は関係法令(条例等を含む。)の定めるところにより適切に管理されているか。 イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 (ア) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。 (イ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。 (ウ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。 (エ) 経費節減は図られているか。 ウ 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 エ 利用促進のための努力はなされているか。 オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。 キ 公の施設の管理に係る管理規程、経

		理規程等の諸規程は、整備されているか。
所管課	(1) 指定手続が適正に行われないリスク (2) 指定管理者に対する指導が適切に行われないリスク (3) 指定管理料の支出が適正に行われないリスク	ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 イ 管理に関する協定の締結は、適正に行われているか。 ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 オ 事業報告書の点検は適切になされているか。 カ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。 キ 指定管理業務の点検・指導やモニタリングの在り方について、検討を行っているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

現金等の管理状況、市所有備品の管理等について、現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

総合体育館グループの代表団体である公益財団法人相模原市まち・みどり公社の事業推進課長及びスポーツ施設課長に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

第4 監査の結果

第1から第3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項等が見られた。

1 財政援助団体監査

注意事項

予防課

防災協会補助金の交付に関する事務を調査したところ、補助金等交付申請書に添付されていた収支予算書と補助金概要調書関係資料において、それぞれに記載された運営費に対する補助金充当額が相違していた。

収支予算書においては9,500,000円を当該充当額と記載していたのに対し、補助金概要調書関係資料においては9,400,000円と記載に相違があったにもかかわらず、交付の決定に当たっての補助金交付条件では9,500,000円とされていたものである。

補助金の申請に係る書類の審査については、収支予算書等の適正な資料を基に行われ、交付額の算定に誤りがなかったことを確認したが、補助金等交付申請書に添付されていた資料は、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)第4条の規定により提出された書類であり、誤りがあれば修正を指示する必要がある。

また、補助事業等実績報告書に収支決算書と補助金精算額内訳書が添付されていたが、補助事業実施に係る支出の内訳は補助金精算額内訳書で確認できたものの、当該内訳書には補助事業の実施により生じた収入の記載はなく、収支決算書では補助対象事業以外の収入を含めた団体としての収入が記載されているのみで、補助事業の実施により生じた収入額が確認できなかった。

補助金の実績報告に係る書類の審査については、額の確定に誤りがなかったことを確認したが、補助金規則第14条において補助事業等実績報告書に収支決算書を添付し提出しなければならないとされていることから、支出の

みならず補助事業の実施により生じた収入額も報告を受けて、補助金規則第15条の審査等を行う必要がある。

今後は、その事務の重要性を再認識し、関係書類の記載内容を精査、確認するとともに、事務処理方法や確認体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

2 公の施設の指定管理者監査

注意事項

(1) 総合体育館グループ

ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広場の管理に関する協定書(以下「協定書」という。)第18条に基づき総合体育館及び北総合体育館(以下「両総合体育館」という。)の出納事務マニュアルを整備しているが、両総合体育館における現金の管理状況について調査したところ、当該マニュアルとは異なる現金管理をしている状況が見られた。

今後は、協定書のとおり、市の現金出納員事務の手引を参考に安全な現金管理体制を整備し、現金の適正な管理及び執行に努められたい。

イ 令和6年度収支計算書の内容を総勘定元帳その他の書面等と照合し、調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 自主事業の実施に関する収入とすべきコピー利用収入について、収支計算書において指定管理業務に関する収入の期間剰余金収入(雑収入)として計上していた。

(イ) 指定管理業務(スポーツ振興事業)として実施したホームタウンチームの応援を促す横断幕作成の費用について、収支計算書において自主事業の実施に関する支出として計上していた。

今後は、正確な会計処理及び収支計算書の作成を徹底されたい。

ウ 自主事業に係る人件費について調査したところ、自主事業の実施に当たり常勤職員で運営しているにもかかわらず、人件費支出を計上していなかった。

協定書第29条において、「指定管理料、利用料金、使用料相当額支出金及び子どもの施設利用実績に応じた額を管理業務の経費に充てるもの

とする」と規定していることから、指定管理料等を自主事業の実施に関する経費に充てることは適切ではない。

今後は、収支計算書への人件費の計上に当たり、指定管理業務に関する人件費と自主事業の実施に関する人件費の按分方法を検討するなど、適切な収支状況の報告を徹底されたい。

エ 指定管理業務における人件費について、総勘定元帳その他の書面等を調査したところ、当該施設に配置されていた固有職員の給料・手当及び法定福利費を計上せず、他の指定管理施設の固有職員との平均額を計上している事例が見られた。

相模原市指定管理者の指定の手続等に関する規則(以下「手続規則」という。)第11条第2項において、事業報告の際には業務に係る経費の収支状況及びその他管理の実態を把握するために必要な事項を記載するものと規定している。また、協定書第4条において、「管理業務に関する経理を明らかにするため、独立した会計を設けるものとする」と規定していることから、当該施設に配置されていた固有職員の人件費そのものを計上していないことは適切ではない。

今後は、手続規則や相模原市指定管理者制度運用ガイドライン等を再確認するなど、適切な収支状況の報告に努められたい。

(2) スポーツ施設課

総合体育館グループから提出された令和6年度の収支計算書において、指定管理業務に関する収入及び支出並びに自主事業の実施に関する収入及び支出が誤って計上されていたが、市は誤った内容の収支計算書を受領していた。

また、自主事業に係る人件費支出が計上されていなかったが、そのまま受領していた。

協定書第20条において、「市は、管理業務の適正かつ確実な実施を期するため必要があると認めるときは、帳簿等及び管理業務に関する文書等その他の記録の提出を求め、検査し、又は実地調査をすることができる」と規定している。

今後、市は指定管理者とともに今回の計上誤り等の原因について検証を行い、必要に応じて指定管理者に対し根拠資料等の提出を求め、正確性を確認するとともに、指定管理業務に関する経費と自主事業の実施に関する経費の

按分方法について確認を行うなど、管理運営の適正性の確保を図られたい。

第5 意見

公の施設の指定管理者監査

総合体育館グループ及びスポーツ施設課

今回の監査において、指定管理者と市の間における認識の相違による収支計算書への不適切な計上が見られたが、収支状況の報告は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するために報告を求めているものであることから、所管課においては、管理業務の実態の正しい報告を受けるために、報告書の作成基準等を示すことについて検討されたい。

また、指定管理期間の初年度である令和6年度の収支状況は1, 266万円のマイナスとなっていた。公共サービスの提供という側面から大きな収益が見込まれるものではないが、指定管理者においては、残りの指定管理期間において施設の利用促進や管理経費の抑制、自主事業の拡充に取り組むなど、管理運営状況の見直しを図るとともに効率的かつ効果的な施設運営に努められたい。

本市では、施設の設置目的の達成や住民サービスの向上などが適正な状態にあるかを評価し、より良い施設運営を目指すことを目的として、指定管理業務のモニタリングを毎年度実施しており、施設の経営状況についても評価を行っているところである。

所管課においては、モニタリングを効果的に運用し、より一層施設の管理運営に関する適正性の確保に努められたい。

別紙

対象団体の概要

1 防災協会

(1) 所在地

相模原市中央区中央2丁目2番15号

(2) 沿革

平成9年4月24日 社団法人として設立

平成24年4月1日 公益社団法人に移行

(3) 設立目的(定款第3条)

火災、地震等による災害から相模原市民の生活を守るため、市民及び事業所関係者の防災に係る意識、知識及び行動力の向上並びに防災体制の強化促進に資する事業を行うことにより、災害に強いまちづくりを推進し、もって社会公共の安全及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(4) 事業内容(定款第4条)

ア 防災に関する意識及び知識の普及啓発

イ 防災に関する指導育成及び防災体制の強化

ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(5) 財政規模

(単位：円)

区 分	歳入規模	歳出規模	市補助金(歳入割合)
令和7年度予算	69,487,000	69,487,000	14,700,000(21.2%)
令和6年度決算	66,216,129	63,266,104	14,680,000(22.2%)

(6) 財政援助の状況(令和6年度)

防災協会補助金 14,680,000円

2 総合体育館グループ

(1) 代表団体

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

相模原市中央区富士見6丁目6番23号

(2) 事業所の所在地

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

(3) 構成団体

ア 公益財団法人相模原市まち・みどり公社

(ア) 所在地

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

(イ) 基本財産

206,578 千円(市の出資 97.8%)

(ウ) 設立

昭和 37 年 6 月 14 日

(エ) 主な事業

都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業等

イ 株式会社セントラルスポーツプラザ

(ア) 所在地

東京都中央区新川 1-2 1-2 茅場町タワー 2F

(イ) 資本金

100,000 千円

(ウ) 設立等

平成 2 年 7 月 5 日 設立

令和 6 年 4 月 1 日 株式会社明治スポーツプラザから商号変更

(ウ) 主な事業

プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場等のスポーツ施設・レジャー施設の経営等

ウ 株式会社フクシ・エンタープライズ

(ア) 所在地

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

(イ) 資本金

50,000 千円

(ウ) 設立

昭和 58 年 4 月 27 日

(エ) 事業

各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、庭球場等)の管理・運営等

3 対象施設の収支状況

協定書第19条第2項の規定に基づき市に提出された令和6年度の事業報告書に記載された総合体育館、北総合体育館及び北公園スポーツ広場における管理業務に係る経費の収支状況は、次表のとおりである。

表 収支計算書(抜粋)

(税込、単位：円)

指定管理業務に関するもの			
項 目		令和6年度予算額	令和6年度決算額
収入	指定管理料	196,183,000	196,183,000
	子ども施設利用収入	903,100	2,700,920
	利用料金・使用料収入	113,428,940	81,519,852
	スポーツ振興事業収入	2,247,300	1,820,299
	期間剰余金収入(雑収入)	0	19,879
	受取補償金	0	404,198
	収入計①	312,762,340	282,648,148
支出	人件費	108,422,000	108,472,000
	施設管理経費	202,621,640	193,704,823
	スポーツ振興事業	4,245,700	1,417,149
	本社管理経費	11,085,000	11,081,571
	支出計②	326,374,340	314,675,543
収支計③(①－②)		▲ 13,612,000	▲ 32,027,395
自主事業の実施に関するもの			
項 目		令和6年度予算額	令和6年度決算額
収入	自動販売機収入等	7,425,000	7,869,720
	教室事業収入	14,533,200	16,994,491
	物品物販貸出事業収入	1,261,700	1,577,705

		その他収入	32, 000	14, 875
		収入計④	23, 251, 900	26, 456, 791
	支出	自動販売機に係る経費	0	0
		人件費	0	0
		教室事業関連経費	8, 539, 900	7, 084, 860
		本社管理経費	1, 100, 000	8, 015
		支出計⑤	9, 639, 900	7, 092, 875
	収支計⑥(④－⑤)		13, 612, 000	19, 363, 916
収支合計(③＋⑥)		0	▲ 12, 663, 479	

(指定管理者が作成した収支計算書より監査委員の事務局作成)